

部局における
男女共同参画推進のための方針等

平成28年9月
九州大学

男女共同参画推進のための方針等

部局名 人文科学研究院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員比率現状 8.33% (H28年5月現在) (内訳：教授2名、准教授2名) を H32年度に12% (内訳：教授2名、准教授2名、講師2名) とすることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成28年度に「男女共同参画に関する指針」を正式に策定し、部局内に周知させる。
- ・部局内における男女共同参画推進の担当委員会は、将来計画委員会とする。
- ・部局内のFDにおいて、「男女共同参画推進」を項目に加える。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・上記「指針」に基づき、育児・介護等にかかわる教員の業務についての配慮を徹底させる。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・学部・学府において、ジェンダー学関連の授業を開講する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・管理職や各種委員会委員長に女性を積極的に登用する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 比較社会文化研究院・地球社会統合科学府

1. 男女共同参画推進のための方針について

- ・本部局では第三期中期目標・中期計画として下記が、本方針に関連する。
 - [中期目標 7] 女性研究者の活躍促進につながる環境整備や女性研究者比率の増加などの実績を基盤として、意思決定過程へのさらなる女性の参画を促進する。
 - [中期計画 13] 現在の女性研究者比率 17%を維持するとともに、比率の増加に努めるとともに、女性研究者の積極的な採用と責任あるポストへの登用に努める。
 - [中期計画 14] 男女共同参画推進拠点の活動に積極的かつ具体的に協力する。また、本学府の「社会的多様性共存コース」等において、女性の活躍促進につながる社会的環境整備についての教育研究を強化推進する。
 - [中期計画 15] 研究者をめざす学生が、男女を問わず将来のキャリアパスを具体的に構想できるよう、周知・研修等をつうじて支援する。

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・中期目標 7 および中期計画 14 にそくして、学生および教職員に対して男女共同参画の意識醸成するために、定期的に研修会等を行う。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・中期目標 7 および中期計画 14 にそくして、学术交流やセミナー・講演会等を通して、部局のジェンダー研究の成果を学外に発信するとともに、学外諸機関との情報交換に努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・中期目標 7 および中期計画 14・15 にそくして、ダイバーシティを尊重する教育・研究を推進する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・中期目標 7 および中期計画 13 にそくして、女性研究者比率 17%を維持するとともに、比率の増加に努め、また、女性研究者の積極的な採用と責任あるポストへの登用に努める。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成 28 年度に、教育研究環境委員会に男女共同参画推進室員をメンバーとして加え、男女共同推進を担う委員会として再編する。
- ・平成 28 年度以降も、男女共同参画に関する FD を定例的に行う。
- ・ホームページ等を活用したより効果的な情報発信・共有の仕組みづくりを進める。
- ・教員公募時に男女共同参画の趣旨を明記する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・「比較社会文化研究院等男女共同参画に関する当面の指針」(H22 年 2 月) の適切な運用に努める。
- ・「教員が長期休業を取得する場合の支援に関する要項」(H22 年 5 月) の適切な運用に努める。
- ・学生向けに、キャリア教育充実のためのセミナー等を実施する。

- ・有給休暇や夏期休暇の適切な利用を奨励する。
- ・育児・介護中は時間割や委員任命等の点で配慮する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・「統合的学際教育を基盤とする高度グローバル人材養成プロジェクト」及び「フューチャーアジア創生を先導する統合学際型リーダープログラム」を活用して、ダイバーシティを尊重する教育・研究を推進する。
- ・大学院および基幹教育でジェンダー関連科目（英語による授業を含む）を継続的に開講する。
- ・国際的に活躍する女性研究者の招へいに努める。
- ・男女共同参画やジェンダーに関連するテーマで地球社会統合科学セミナーを定期的で開催する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員の昇進を進めるとともに、各種委員会委員長等への女性教員の就任を促進する。
- ・教員の採用・昇進に際しては可能な限り選考委員会に女性教員を加える。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 人間環境学府・研究院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・「九州大学における男女共同参画」に則り、男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員比率を、平成 27 年度における状況 18.3%（内訳：教授 5 名、准教授 4 名、講師 1 名、助教 3 名）から、5 年後の平成 33 年度には 25.3%（内訳：教授 7 名、准教授 5 名、講師 2 名、助教 4 名）とすることを目標とする。
- ・新規採用教員のうち女性の占める割合を 10 年後には、平成 27 年度の博士後期課程の女性が占める割合（49.3%）にまで近づけることを目標とする。
- ・女性教員比率を平成 35 年度までに 1 割程度増加させる。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成 25 年度に設置した男女共同参画推進WGを中心に、FD委員会と連携して「男女共同参画」に関する研修会を実施する。
- ・全学の男女共同参画推進室と連携して情報発信、事業等を実施する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・各地区に男女別の休養室を整備する。
- ・会議等は早朝、夜間をできるだけ避けるよう努める。
- ・大学院生、ポストドクター、オーバードクター層の不利な状況を打開するために、出産・育児期の支援などの就業・修学環境整備について検討し、具体的な方策を検討する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・大学院授業や多分野連携プログラムを通して、ジェンダー学をはじめとした男女共同参画関連の授業を開講し、当該分野に関心を持つ研究者の育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教員選考委員会等においては、現在の女性教員の負担加重にならないよう配慮しながら、女性の参加比率の向上を目指す。
- ・部局の男女共同参画推進WGにおいてアンケートや面接などで課題や方策を検討する。
- ・各分野の女性教員比率がほぼ均等に向上するよう採用計画を立て、平成 33 年度には女性教員比率が 25%となるようにする。
- ・教員公募の際には「九州大学では、男女共同参画社会基本法の精神に則り、教員の選考を行っています。」との文言記載に併せて、「男女共同参画推進室URL」も記載する。
- ・部局のFD候補項目に、「男女共同参画推進」を加える。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 法学研究院・法学府・法学部・法科大学院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報を学生及び教員に向けて発信し、男女共同参画社会への意識を醸成するとともに、仕事と生活の調和に関する意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・仕事と生活の調和を可能とする適正な修学・就業時間を遵守する。
- ・仕事と生活の調和を可能とする修学・就業環境を整備する。
- ・ハラスメント等の人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策に取り組む。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学関連の教育・研究体制の量的・質的充実を図り、ダイバーシティを尊重する人材の育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性研究者等の採用・育成・昇任ならびに指導的地位への登用を推進し、立案及び決定過程への男女共同参画の推進を積極的に行う。
- ・女性教員比率は、平成 27 年 5 月時点で 16.2%（内訳：教授 3 名、准教授 3 名、講師 1 名、助教 5 名）であり、さらに向上させることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報を学生及び教員に向けて発信する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・仕事と生活の調和のために、時間配分の希望を確認のうえ、授業時間割に反映し、また、教授会又は委員会等の開催時間に配慮する。
- ・教育・研究業績の評価に際して、出産・育児・介護等に従事したことに配慮する。
- ・部局の「男女共同参画推進委員会」において修学・就業環境について検討する。
- ・部局の「法学研究院等ハラスメント防止委員会」ならびに「箱崎文系地区ハラスメント防止セミナー企画委員会」において、学生・教職員を対象としてハラスメント防止セミナーを実施する。
- ・文系地区として、女子休養室を整備する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・学部・学府において、男女共同参画やジェンダー学に配慮した授業を実施する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教授職及び准教授職採用の際に候補者の中に少なくとも 1 人の女性候補者を含めるものとする。
- ・教授の女性教員比率は、平成 27 年 5 月時点で 8.3%であり、さらに向上させることを目標とする。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 経済学研究院・経済学府・経済学部

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画推進の啓発のための研修会等の開催を定期に実施するとともに、それらによる教員・学生の意識の啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ワークライフバランスの維持・促進を可能にさせるような就労環境の整備に努める。
- ・適正な就労時間の遵守や委員会等での業務負担の均等化に配慮することを通じて、仕事と生活の調和維持に努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・全ての学生および教員が男女の性別にとらわれることなく、その能力を十分に発揮でき、互いにその人権を尊重し合うような人材育成を目指す。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画推進のため、女性教員比率を15%以上にすることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成25年4月に設置した男女共同参画推進委員会において、教員の意識啓発のためのFD研修会の開催をどの程度の頻度で開催するのが妥当かを検討し、成案を得たならば、部局内FD委員会のもとで着実に実行する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・出産・育児、介護等の考慮すべき事情のある家族を有する教員については、男女を問わず、委員会での業務負担、授業時間割等での配慮を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・経済学的観点から見たジェンダー関連の教育体制の整備を検討する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・新規人事、昇任人事、助教採用人事の適切なバランスに配慮しつつ、女性教員比率15%以上の達成と維持に努める。仮に当初の計画通りに改善が進まない場合には、部門毎に女性教員比率の均等化を図る等の対応策を採用する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 言語文化研究院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 男女共同参画の理念を構成員の間で共有するとともに同理念を発展させるために、構成員に向け男女共同参画関連の情報を積極的に発信し、教育・研究・就業の健全で快適な環境づくりに努める。

(2) 仕事と生活の調和、就学・就業環境の整備

- ・ 仕事と生活の調和を図るために、適正な就業時間の遵守、働きやすく健全な就業環境、研究環境の整備を行うとともに構成員間の協働に努める。
- ・ 構成員の就業環境、研究環境を損なうようなハラスメントおよび人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策に取り組む。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ 男女共同参画の理念、ジェンダー、ダイバーシティという視点からの教育・研究を推進し、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 言語文化研究院の女性教員比率は平成 28 年 4 月 1 日現在 22.4%（教授 3 名、准教授 7 名、講師 0 名、助教 1 名）であり、平成 27 年度までに九州大学が目標としていた女性比率 13% を優に達成している。今後さらに、立案および決定過程への男女共同参画の推進を積極的に行うために、男女構成のバランスを考慮した、女性教員の採用・育成・ならびに指導的地位への登用を推進する。
- ・ 部局の運営における各種委員会の構成および委員の選考にあたっては男女のバランスを考慮する。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 平成 28 年度に男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画の意識啓発と情報発信のための啓発活動として、FD、研修会、講演会を企画・開催する。
- ・ ハラスメント等に関する認識を深めるために、FDを開催し九州大学の構成員全員に配布されるハラスメントに関する冊子の内容を周知させる。
- ・ 個々の教員は、学生に対してハラスメントに類する言動を行わないように常に自らの教育姿勢を検証しながら指導を行う。
- ・ 男女共同参画推進委員会が中心となって部局の男女共同参画の現状を分析し、問題点の改善を図る。
- ・ 部局の男女共同参画に対する方針を部局のHPおよび公募文書等に明記する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 学生あるいは教職員からハラスメントの苦情・相談があった場合は、個々の教職員として、あるいは組織として、真摯に相談に応じ、速やかに、就学・教育・研究・就業環境を改善すべく尽力する。
- ・ 教職員が育児および介護休業制度を積極的に活用できる体制づくりに努める。
- ・ 年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得の奨励を行う。
- ・ 出産・育児や介護などのライフイベントと仕事の両立のための多様な働き方について情報を収集すると同時に、その実現の可能性について検討する。

- ・ 出産・育児や介護などにかかる期間の教育・研究業績の評価方法について検討する。
- (3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進
- ・ ダイバーシティの視点を尊重しつつ研究活動を推進すると同時に、その成果を教育に還元していく。
 - ・ ダイバーシティを尊重する教育を推進するために開設されている科目に積極的に関わることで、社会や文化の中に存在する性差の問題への洞察力を備え、自らが男女共同参画を実現できる個人の育成を目指す。
- (4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進
- ・ 部局の立案及び決定を男女構成員が協働して行う。
 - ・ 女性教員比率が向上するように採用計画を立て、平成 33 年度には女性教員の比率が 25% になるように努力する。
 - ・ 女性構成員の指導的地位への登用を促進し、上位職の女性比率を高める。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 理学研究院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画推進委員会等、委員会委員の女性割合を増やす。
- ・女性教員比率現状7%（内訳：准教授5名、助教6）を当面33年度までに9%（内訳：教授1名、准教授6名、助教7名）とすることを目標とする。
- ・女性教員の教授・准教授：助教の比率は1：1にすることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成28年度に男女共同参画推進委員会を設置し、FDにおいて「男女共同参画」について研修会を実施する。以後隔年に開催する。
- ・女性教員増加の方策検討時の資料として、教員公募応募者中の女性の割合に関する情報を集積する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・女性休養室の使用状況を把握し運用改善を行う。女性学生も利用できることをあらためて周知する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学関連の講演会を実施する。講演会は男女学生も対象とする。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・理学研究院諮問会議に女性委員に就任していただく。
- ・大学・部局の重要な課題である国際化を進めるにあたって、教育研究国際推進室長として女性教員に主導的役割を果たしてもらう。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 数理学研究院・数理学府

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。
- ・学部学生（理学部数学科）のジェンダーバランスの解消に向けて、高校生への情報発信をより一層強化する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・実際に国際的に活躍している研究者の姿を見せることにより、自然にダイバーシティの考えと国際性が身につくようにする。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・以前より数理学研究院における人事では、採用、昇進ともに、男女の区別は全くない。今後もこの方針を堅持する。また、能力、業績等が同等であると判断された場合は、女性を優先的に採用する。
- ・女性教員比率現状 5.3%（内訳：教授 1 名、准教授 1 名）を 50%増とすることを当面の目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・高校への出前講義などを積極的に行い、高校の先生および男女生徒に向け、啓発活動及び情報提供を行う。
- ・数理 HP などでの男女共同参画に関する情報提供を行う
- ・FDにおいて「男女共同参画」について研修会を実施する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・学生、職員からの意見や要望をよく聞いて、仕事と生活の調和をめざし、修学・就業環境を整備する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・国際的に活躍している数学者・数理科学者の講演会などを行う。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・以前からの方針を堅持し、数理学研究院における人事では、採用、昇進ともに、男女の区別は一切行わない。また、能力、業績等が同等であると判断された場合は、女性を優先的に採用する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 医学研究院・医学系学府・医学部

1. 男女共同参画推進のための方針について

医学研究院は基礎医学から臨床医学、さらには保健学に及ぶ広い分野で人々の健康に資するための教育・研究をとおして社会に貢献することをめざす部局である。この目的を達成するために学生や教職員が性別にかかわらず、その能力と個性を發揮できる環境づくりに取り組む。

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

九州大学における男女共同参画推進の基本理念や基本方針をふまえて、医学研究院においても男女共同参画に関する情報発信と意識啓発に努める。

(2) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

学部教育においては医学の観点からジェンダー学や性差医学の教育を行い、国際的視点を含めたダイバーシティの視点を持った人材育成に努める。

(3) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

女性教員比率は平成 28 年 4 月時で 25.2%であり、さらに女性の研究者・教育者がより働きやすい環境づくりに努める。また、教員を公募する際には「九州大学では、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の精神に則り、教員の選考を行っています。」との文言を公募文書に記載するとともに、それを実行してきたが、今後ともこれを継続する。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

九州大学病院きらめきプロジェクトと共同して、男女共同参画を推進し、情報発信を行う。

(2) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

現在すでに開講している男女共同参画やジェンダー学、性差医学関連の授業を今後も発展的に継続する。

(3) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

教員の選考委員会においては、これまでも殆どの場合に女性の教員が選考委員として参画していたが、今後は、選考委員の選出規定に「少なくとも 1 名は女性を加える」ことを明記することとする。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 歯学研究院・歯学府・歯学部

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員比率現状 26.9%（内訳：教授 0 名、准教授 1 名、講師 2 名、助教 18 名）を当面 33 年度に 28%（内訳：教授 1 名、准教授 2 名、講師 2 名、助教 16 名）とすることを目標とする。
- ・新規採用教員のうち女性の占める割合を 10 年後には、現在の博士後期課程の女性が占める割合（40%）にまで増加させる（近づくことを目標とする）。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成 28 年度に男女共同参画推進委員会を設置し、FDにおいて「男女共同参画」について研修会を実施する。以後毎年開催する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・男女別の休養室をいっそう整備する（現在の専用ロッカー室を整備し、休息室としても利用できるようにする）。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・学生や教員が参加する国際シンポジウムにおいて、男女共同参画やジェンダー学関連の講演を企画する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・各分野の女性教員比率がほぼ均等に向上するよう現状を分析し、結果を報告する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 薬学研究院・薬学府・薬学部

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・初期段階である平成22年5月現在、女性研究者は准教授2名、助教2名在職しており、女性研究者の比率は8.3% (4/48) であった。その後、薬学研究院での継続的な自助努力及び男女共同参画への積極的な参加により、平成25年までに女性研究者比率12%を、平成30年までに15%を目指す方針を設定した。平成27年5月現在、女性研究者は准教授2名、助教6名（うち2名は女性研究者養成システム改革加速事業により獲得）在職しており、女性研究者の比率は13.79% (8/58) に改善した。目標達成に向けて、継続して自助努力を行う。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成28年度以降、「男女共同参画」に関するFDを実施する。
- ・教員を公募する際には「九州大学では、男女共同参画社会基本法に則り、教員の選考を行っています。」との文言を公募文書に記載している。これに併せて男女共同参画推進室のURLも記載する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・男女問わず子育てのために、就業時間帯のフレックスタイム制を実施する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・学部教育において、男女共同参画やジェンダー学関連の授業を実施する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・平成28年度から、教員選考委員会の委員選出に際し、女性を加えることを推奨する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 工学研究院・工学府

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

【女性教員数値目標】

- ・女性教員比率現状6%（内訳：教授3名、准教授4名、助教・准助教10名）を、今後6年間で10%（13名程度増員）とすることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・毎年開催予定のFDに併せて男女共同参画推進の啓発のための議論を行います。
- ・学生及び教職員に対し、男女共同参画に関するHP、ニューズレター、ポスター、ちらし等を活用して情報提供を行います。
- ・教職員に対し、育児及び介護休業制度等に関する情報を周知します。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を奨励します。
- ・男女ともに育児・介護休業や休暇を取得しやすい環境や子どもの豊かな成長を十分に育むことができる環境を整備します。
- ・学生及び教職員の修学・就業環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策として、毎年開催予定のFDに併せて、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止のための研修会を実施するなど真摯に取り組めます。
- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止・対策に関する情報（HP、ニューズレター、ポスター、ちらし等）を教職員に周知します。
- ・在職女性研究者と研究院長ほか工学研究院執行部メンバーとの懇談会を定期的で開催し、研究面や待遇面での要望等についての意見交換の場を設定して、女性研究者の環境改善に積極的に取り組めます。
- ・女性教員が安心して出産・育児期の教育研究に携わることができるよう、出産・育児期間中、最長5年間程度代替教員を雇用します。
- ・男女別の休養室の整備を検討します。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・教育活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることにより、広い視野に立ったジェンダー問題への学生の理解を高める。
- ・研究活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることで、ジェンダー問題への理解を高める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・6年間の女性教員採用計画として、各部門群にできるだけ均等配置することに配慮しつつ、工学研究院所属の全教員に対する女性教員の比率を10%となるよう目標設定します。
- ・教員を公募する際には「九州大学では、男女共同参画社会基本法に則り、教員の選考を行っています。」との文言を公募文書に明記するとともに、今後はこれに併せて男女共同参画推進室および女性研究者キャリア開発センターのURLも記載します。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 芸術工学研究院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・労働時間の短縮につながるよう、仕事の効率化方策を検討する。
- ・働きやすい就業環境の整備を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・大学、部局の国際化に対応した環境の実現。
- ・ジェンダーの視点あるいは性の多様性(ジェンダー・ダイバーシティ)の視点を取り入れた教育・研究の推進。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教職員の実状を把握し、意見・要望を吸い上げ支援につなげる仕組みをつくる。
- ・女性教員比率 15.4% (H27年5月1日現在) (内訳: 教授0名、准教授8名、助教6名) をH33年度に17.6% (内訳: 教授3名、准教授7名、助教6名) とすることを目標とする。
- ・新規採用教員の女性教員比率 **25%** を目指す。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画の推進について、および性の多様性について、ホームページ等において芸術工学部局の取り組みを紹介する。
- ・女性研究者の活躍の状況、どのような制度を使って出産・育児と研究を両立させているか等についてホームページ上に情報を掲載する。
- ・男女共同参画推進委員会において、男女共同参画についてのFDを企画・実施する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・厚生施設“デザインコモン”設置に伴い、女性休養室を設計段階から関わって整備する。
- ・委員会・WG等の再編による効率化、電子機器やネットワークの活用による会議の円滑化等により、会議に要する手間と時間を削減。
- ・各種ハラスメント防止のための啓蒙活動。
- ・ベビーシッターが学内で利用できる仕組みを検討。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・留学生と日本人学生の交流を盛んに行っている“カルチャーナベ”の活動の支援。
- ・ダイバーシティに関連するFDの企画。
- ・国際的視点、ジェンダーの視点を取り入れたデザインに関する教育・研究を推進。
- ・性の多様性という観点からも、環境整備に取り組む。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教授に昇任した女性教員を中心に、重要な意思決定の場に女性教員の意見が反映される体制を整える。
- ・部局内の様々な委員会やWGに、負担にならない範囲で女性教員の参加を促進する。
- ・研究院長と女性教員の意見交換の場を設定するなど、女性教職員と部局執行部の直接的なコミュニケーションを円滑に行う。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 システム情報科学研究所・同学府

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

【女性教員数値目標】

- ・女性教員比率現状4%（内訳：教授1名、准教授2名、助教1名）を、今後6年間で8%（4名程度増員）とすることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・毎年開催予定のFDに併せて男女共同参画推進の啓発のための議論を行います。
- ・学生及び教職員に対し、男女共同参画に関するHP、ニューズレター、ポスター、ちらし等を活用して情報提供を行います。
- ・教職員に対し、育児及び介護休業制度等に関する情報を周知します。
- ・部局内に男女共同参画推進の委員会等の設置を検討します。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を奨励します。
- ・男女ともに育児・介護休業や休暇を取得しやすい環境や子どもの豊かな成長を十分に育むことができる環境を整備します。
- ・学生及び教職員の修学・就業環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策として、毎年開催予定のFDに併せて、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止のための研修会を実施するなど真摯に取り組めます。
- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止・対策に関する情報（HP、ニューズレター、ポスター、ちらし等）を教職員に周知します。
- ・年に1回、在職女性教員と研究院長の懇談会を設け、男女共同参画を推進する際の課題、要望等について議論し、女性教員の環境改善に積極的に取り組めます。
- ・男女別の休養室の整備を検討します。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・教育活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることにより、広い視野に立ったジェンダー問題への学生の理解を高める。
- ・研究活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることで、ジェンダー問題への理解を高める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員を採用した際には、従来の女性卒教員に対して行った支援に準じたような支援を引き続き行えるよう検討します。
- ・6年間の女性教員採用計画として、各分野の女性教員比率がほぼ均等に向上するよう採用計画を立て、システム情報科学研究所属の全教員に対する女性教員の比率を8%となるよう目標設定します。
- ・教員を公募する際には「九州大学では、男女共同参画社会基本法に則り、教員の選考を行っています。」との文言を公募文書に明記するとともに、今後はこれに併せて男女共同参画推進室のURLも記載します。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 総合理工学研究院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・男女共同参画推進委員会等での意見・提言を反映し、働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やグローバルダイバーシティの視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員比率現状 12.5%（内訳：教授 1 名、准教授 2 名、講師 1 名、助教 4 名、平成 27 年 5 月 1 日現在）を当面平成 33 年度に 15%（内訳：教授 2 名以上、准教授 1 名以上）とすることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成 22 年度に設置した男女共同参画推進委員会を毎年継続開催し、「男女共同参画」とキャンパス環境整備について、意見交換を行い、必要な対応を進める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・男女共同参画推進委員会等での意見・提言を反映して、キャンパス環境を整備する。
- ・毎月提出の健康状況報告書の提出率向上を目指す（目標、年平均 90%以上）。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・平成 27 年に設置した IFCC 国際化推進室の会議を毎月継続開催し、グローバルダイバーシティの視点から、問題点を把握し、改善を進める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・各分野、各階層の女性教員比率がほぼ均等に向上するよう 6 年間の採用計画を立て、平成 33 年度には女性教員比率が 15%となるようにする。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 農学研究院・生物資源環境科学府・農学部

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・ 仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ 男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材の育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 女性教員比率を当面 33 年度までに 13%程度とすることを目標とする。
(女性教員比率現状 10%：内訳 H28. 5. 1 現在 教授 2 名／54 名、准教授 8 名／58 名、講師 1 名／2 名、助教 6 名／49 名)

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 平成 28 年度に農学研究院等男女共同参画推進委員会において、FD において「男女共同参画」について研修会を実施する。
- ・ FD 等の結果などの情報を教職員や学生にメール等で周知する。
- ・ 男女共同参画推進室による全学アンケートデータから部局データを抽出、解析し、公表するとともに現状把握と改善に努める。
- ・ 学会開催時の託児室の開設など、各種学会における男女共同参画の情報について、農学研究院等男女共同参画推進室と共有し、さらなる情報交換を促進する。
- ・ 内容をさらに拡充させて、男女共同参画の取り組みや女性研究者の活躍の発信に努める。
- ・ 農学研究院長と女性教員との懇談会を引き続き実施する。また、農学研究院長・女性教員・若手教員・外国人教員がセミナー等を行うことで、多様なロールモデルの普及が期待できる。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 部門長、分野長、係長以上等を対象とするワークライフバランスに関する研修会等の開催を検討する。
- ・ 育児・介護休業や休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- ・ 農学研究院等男女共同参画推進委員会において、特定有期教員の出産育児、介護期の活動について実態を把握し、任期延長について検討を開始する。
- ・ 全学の研究活動基礎支援制度（国際学会派遣、研究補助者雇用支援、出産・育児復帰者支援等）の活用を促進する。
- ・ ハラスメント防止と対策に努める。
- ・ 男女別の休養室を整備する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ 副専攻におけるジェンダー関連科目の受講について、入学時のオリエンテーションで受講を奨励するとともに、HPで案内する。
- ・ 今後も優秀な留学生の獲得に努力するとともに、学位取得後の国際交流に尽力する。
- ・ 学部教育において、男女共同参画やジェンダー学関連の授業に積極的に参画する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 女性教員の増加に向けて、農学研究院独自の募集方法及びインセンティブの付与について検討を始める。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 基幹教育院

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・平成28年4月現在女性教授・准教授がいない自然科学理論系部門、自然科学実験系部門に女性教員を採用し自然科学系女性教員比率を上げることを目指す。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・平成28年度に男女共同参画推進委員会を設置し、平成29年度以降、FDにおいて「男女共同参画」研修会を実施する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・育児・介護・社会貢献等の理由のある教員に対しては、1限、5限の基幹教育科目担当についてできる限り配慮を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・総合科目、高年次基幹教育科目として実施している男女共同参画やジェンダー学に関する講義を継続的に運営していく。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・自然科学理論系部門、自然科学実験系部門の教員人事が可能となる平成32年度を目処にどちらかの部門に女性教員を可能な限り採用する。平成32年度以前に人事可能となった場合には、前倒しで採用を行う。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 システム生命科学府

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・修学環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策に取り組む。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画推進室ホームページや各種お知らせ等を積極的に周知する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ハラスメント相談室や関連情報を積極的に周知する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・学府全体または各研究室において、ダイバーシティを尊重する教育・研究指導を行う。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 統合新領域学府

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・学生及び教職員に対し、男女共同参画に関するHP、ニューズレター、ポスター、ちらし等を活用して情報提供を行います。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・学生及び教職員の修学・就業環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策として、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止のための研修会を実施するなど真摯に取り組みます。
- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止・対策に関する情報（HP、ニューズレター、ポスター、ちらし等）を学生に周知します。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・教育活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることにより、広い視野に立ったジェンダー問題への学生の理解を高める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教員を公募する際には「九州大学では、男女共同参画社会基本法の本質に則り、教員の選考を行っています。」との文言を公募文書に明記するとともに、今後はこれに併せて男女共同参画推進室のURLも記載します。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 教育学部

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

人間環境学研究院の方針に準ずる。特に、学生の女性比率の高い学部として、キャリアセミナーやハラスメント防止などの情報について、常に男女共同参画の理念にそった発信につとめる。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

人間環境学研究院の方針に準ずる。特に、学生の女性比率の高い学部として、男女共同参画の理念に即しつつ、修学環境を整備する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

学部生を対象に男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

人間環境学研究院の方針に準ずる。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

人間環境学研究院の方針に準ずる。具体的には、入学オリエンテーションにおいてハラスメント防止ガイダンスを行い、および文系地区のハラスメント防止セミナーへの参加を促進する。また、キャリアガイダンスセミナーなどに社会の第一線で活躍する女性講師を招くなどして学生への啓発活動を進める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

人間環境学研究院の方針に準ずる。具体的には、ハラスメント防止のために、学部内ないし全学の相談窓口などの周知、複数教員による指導体制の整備につとめる。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

学部教育において、男女共同参画やジェンダー学関連の授業を開講する。
全学におけるジェンダー学の講義の受講、ジェンダー研究助成の応募などを促進する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

人間環境学研究院の方針に準ずる。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 生体防御医学研究所

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 生体防御医学研究所のホームページ（HP）に設置した男女共同参画推進コーナーにおいて、研究所の男女共同参画についての基本方針を掲載し、就学・就業支援をはじめとした男女共同参画関連の情報を提供することで、学生および教職員における男女共同参画社会への意識を醸成するとともに、仕事と生活の調和に関する意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 仕事と生活の調和を図るため、適度な修学・就業時間を遵守するとともに、年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を進める。
- ・ 教職員を対象とした研修会（FD）を適宜開催し、学生および教職員の就学・就業環境の維持とハラスメントの防止に努める。
- ・ ハラスメント防止・対策に関する情報提供をHPで行うとともに、学生および教職員が働きやすい就業環境の整備を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ 男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 女性教員比率現状13.6%（5月1日現在の内訳：教授0名、准教授1名、助教5名）を平成33年度までに15%以上（内訳：教授・准教授で合計2名以上、助教5名以上）とすることを目標とする。
- ・ 新規採用教員のうち女性の占める割合を平成32年度までには、25%に増加させる。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 平成28年度に男女共同参画推進委員会を設置し、FDにおいて「男女共同参画」について研修会を実施する。以後毎年開催する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 男女別のトイレ・シャワー室を改修するとともに、休憩室などを整備する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ キャリアパスセミナーや若手研究者育成フォーラムなどを適宜開催する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 平成32年度を目処に教授・准教授で合計2名以上の女性教員の採用を実現し、立案及び決定過程への男女共同参画を推進する。
- ・ 各分野の女性教員比率がほぼ均等に向上するよう6年間の採用計画を立て、平成33年度には女性教員比率が15%以上となるようにする。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 応用力学研究所

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・女性研究者のすそ野を広げる努力を行う。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・応用力学研究所における、(男女ともに)産休・育児休暇の積極的取得の推奨を図る。

(3) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・応用力学研究所における女性研究者の増加を目指す。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・工学系の女性研究者のすそ野を広げるため、高校、大学学部において研究の魅力を広報する努力を行う。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・男女共同参画推進室と相談しながら筑紫キャンパスの職場環境の改善に努力する。
- ・筑紫キャンパスに保育施設を設ける努力を行う。支援教員制度等を活用して産休・育休の取得を促進する。

(3) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性研究者の比率として2016年4月1日現状の比率10%弱を維持、向上。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 先導物質化学研究所

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ダイバーシティを理解・尊重する人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員比率の目標を H31 年度までに 1 割とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・将来の教員候補となり得る女性の博士後期課程の進学者が少ない。各分野に配属された女子学生の博士後期課程への進学と、学術振興会特別研究員への応募を奨励する。
- ・FD で男女共同参画関連の意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・プライバシーを配慮したリフレッシュルームの整備を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・女性研究者も参画する共同研究に積極的に取り組む

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・先導研の将来計画を議論する部門長会議に 1 名は女性が加わっている。(女性教員への負担も配慮する。)

男女共同参画推進のための方針等

部局名 マス・フォア・インダストリ研究所

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性教員比率について、現状 4%（内訳：教授 1 名、准教授 0 名、講師 0 名、助教 0 名）から下がらないように努める。
- ・教員を公募する際には、能力・業績等が同等であると判断された場合は、女性を優先的に登用する。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・中学校、高等学校への出前授業、公開講座、オープンキャンパス等において、女性研究者の活躍を広く社会、特に、中高生に発信する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・数理学研究院の女性教員と協力し、女性研究者(大学院学生も含む)ランチ会（毎月 1 回程度）、女性数学者交流会（半年に 1 回程度）を開催して情報交換を行い、整備あるいは改善すべき課題を収集して問題の解決を図る。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・数学という学問の特性により、常に国や性別に関わらない研究・教育を推進していることは言うまでもない。今後も国際共同研究を始めとする多様性を尊重する研究・教育を推進する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教職員の採用・昇進において、男女の区別は行わない。ただし、能力・業績等が同等であると判断された場合は、女性を優先的に登用する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・プロジェクトで設置された組織のため、女性教員比率目標設定は難しいが、今後も引き続き女性研究者の採用に努める。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画推進委員の設置については、今後検討する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・研究所の各フロアにラウンジを整備し、休憩スペースを設けている。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・WPIの趣旨に沿って、国際水準の研究環境と生活環境整備に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教員選考会議には、すでに女性教員が委員として参加しており、今後の新規採用者については、引き続き女性研究者の採用に努める。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 _____ 病 院 _____

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発をとおして男女共同参画の推進に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・仕事と生活の調和のために、就業環境の整備をめざす。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ダイバーシティやジェンダーの視点を持った人材育成を目的として、定期的にイベントや講義をとおして教育・研究を推進する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・病院に勤務する女性教員の比率は11.3%（H28.5.1現在）であるが、病院に勤務する医員及び研修医を加えた場合、26.6%となり十分に目標数を上回っている。引き続き、目標数を上回る女性比率の確保に努める。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・九州大学病院きらめきプロジェクトホームページやきらめき通信・報告書において男女共同参画に関する情報を発信する。
- ・学生交流会や啓発講演会・スタッフ発表会等のイベントを通し、医療人・学生・一般の方々に広く意識啓発を行う。
- ・他大学・他施設と連携し、男女共同参画の発展に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・九州大学病院きらめきプロジェクト事務局を休憩室・交流の場として提供（常時）する。
- ・スタッフ交流会の実施（年に1～2度。仕事と生活の調和や常勤への復帰に関して、悩みを相談できる環境を整備。）
- ・スタッフミーティングの実施（年に8～9回。近況報告・相談の場）

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・学生交流会の実施（年に1度。）
- ・啓発講演会の実施（年に1度。）
- ・ジェンダー学・性差医学の開講（4コマ）
- ・ホームページでの教育研修プログラムの提供

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・「九州大学病院きらめきプロジェクトキャリア支援センター」の活動を継続していく。
- ・教員を公募する際には「本学では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り、教員の採用選考を行います。」との文言を公募文書に記載しておりますが、これに併せて男女共同参画推進室のURLも記載することとする。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 附属図書館

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・出産・育児・介護を支援し、働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー関連のダイバーシティ尊重に関する意識啓発に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・当面、平成28年4月1日現在の女性教員比率（33%）を維持するとともに、女性教員の占める割合を増加させることを目標とする。
- ・係長以上の役職員の女性職員比率を増加させ、立案及び決定過程における男女共同参画を推進する。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画推進に関する担当係を庶務係とし、男女共同参画推進室等が発信する男女共同参画に関する情報を教職員に速やかにかつ積極的に伝達する。
- ・男女共同参画のための研修会等に教職員が積極的に受講するよう奨励する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・育児・介護休業、産前産後休暇、子の看護休暇、男性職員の育児参加休暇等の勤務時間に関する制度等について情報提供を行い、その活用を促進する。
- ・仕事と家庭生活の調和のためにも、業務の効率化等に努めるとともに定時退勤を奨励し、男女の区別なく早く退勤できる職場の雰囲気を作る。
- ・年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を奨励する。
- ・就学前の子を持つ職員の配置・業務負担等について、可能な限り配慮する。
- ・ハラスメント等の防止啓発のための情報提供を行い、防止に関する研修会等に積極的に参加するよう指導する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画推進室等が発信する男女共同参画やジェンダー関連のダイバーシティ尊重に関する情報を教職員に速やかにかつ積極的に伝達する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・教員公募の際の公開公募の徹底、教員公募情報システムの活用等を行う。
- ・新規公募する際は、男女共同参画社会基本法に則り教員の選考を行うこととし、女性教員の占める割合の増加を目指す。当面、H28年4月1日現在の女性教員比率（33%）を維持する。
- ・附属図書館の係長以上の役職員のうち、女性職員比率の40%～50%程度登用を推進する。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 情報基盤研究開発センター

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画関連の情報発信と意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・働きやすい就業環境の整備を行う。
- ・仕事と生活の調和を図るため、適正な就業時間を遵守するよう努める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・現在の女性教員数1名（助教，比率6.3%）を第3期中期期間中に1名以上増加させることを目標とする。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・男女共同参画推進の担当者を置くと共に、「男女共同参画」に関するFDを定期的実施する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・仕事と生活の調和が可能になるよう、柔軟な在宅勤務が実現できるようなIT環境の整備を進める。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・研究活動にダイバーシティ、ジェンダー、ワークライフバランス等の視点を取り入れることにより、これらの問題に対する理解を深める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・上位職の女性教員を採用できるよう、人材育成、人材発掘に努める。

男女共同参画推進のための方針等

部局名 事務局

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・継続して男女共同参画の意識の醸成と情報発信に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・仕事と生活の調和を図れるようにするため、就業環境の整備を行う。

(3) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・事務系職員における課長以上の女性管理職の人数を20%増加させる。

2. 具体的な取組とその実施計画について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・職員を対象とした研修会等において、男女共同参画推進に関するプログラムを実施し、意識の醸成を図る。
- ・HP等の広報手段を活用して、男女共同参画に関する情報提供を行う。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・女性職員が体調不良時や出産・育児期などに利用しやすい休養室を整備する。
- ・学内保育施設について、可能な限り利用ニーズを踏まえた運用とサービスの拡充に努める。
- ・職員の就業環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止対策強化に取り組む。

(3) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・女性職員の能力や技術等を評価する中で、積極的に登用を進め、職位別の男女比率を改善する。